

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
株式会社ヒューマン・プライム
東京都中央区日本橋人形町1-18-9
ATビル5F 〒103-0013
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

一般教育訓練の教育訓練給付金の概要

雇用保険の教育訓練給付金制度には、働く人の主体的な能力開発の取組を支援する「一般教育訓練に関する教育訓練給付金」があります。申請するには、厚生労働省が指定する訓練や講座を受講し、修了した場合に給付金を受給できます。



1. 給付金を受給できる対象講座は？

インターネットで「厚生労働大臣教育訓練講座検索システム」と検索し、「講座を探したい」をクリックすると、対象講座が簡単に閲覧できます。(https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SSR/SSR101Scr01S/SSR101Scr01SInit.form)

たとえば東京都内の英会話スクールを探す場合、「分野・資格名から検索」⇒「通学(昼間)」⇒「東京都」⇒「一般教育訓練」の順で進めると、対象となる資格・講座のリストが表示されます。その後、事務関係の「TOEIC」にチェックをいれて検索すると、目的の英会話スクール名のリストを見ることができます。

2. 支給対象者は？

次の①又は②のいずれかに該当する方で、厚生労働省が指定する一般教育訓練を修了した方となります。

① 雇用保険の被保険者：受講開始日(通信制の場合は教材の発送日)において雇用保険の被保険者である方のうち、**★支給要件期間**が3年以上ある方

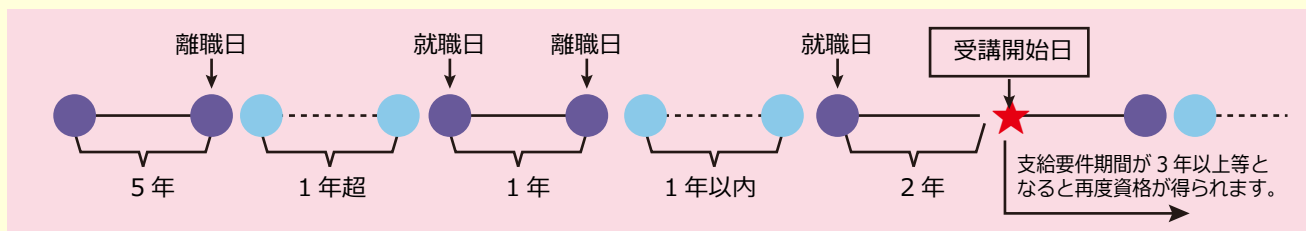
② 雇用保険の被保険者であった方：受講開始日において被保険者でない方のうち、被保険者資格を喪失した日(離職日の翌日)以降、受講開始日までが1年以内であり、かつ**★支給要件期間**が3年以上ある方
※妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由で30日以上教育訓練の受講を開始できない場合はハローワークに申し出ることで受講開始日までの期間を延長できます。

※①、②とも、当分の間、初めて教育訓練給付金を受けようとする方は**★支給要件期間**が1年以上あれば可能になっています。

※過去に教育訓練給付金を受給したことがある場合、過去の受講開始日以降の**★支給要件期間**が3年以上にならないと新たに教育訓練給付金を受給することができません。

★支給要件期間とは

同一の企業で、雇用保険の被保険者等(一般被保険者、高齢被保険者又は短期特例被保険者)として雇用されていた期間をいいます。また、他の企業で雇用されていた期間があり、空白期間が1年以内の場合は2つ期間を通算できます。例えば、下の図の場合、支給要件期間は2年と1年を通算して3年となります。



3. 支給額は？

一般教育訓練を受けて修了した場合、支払った入学金及び受講料(最大1年分)(※検定の受験料等は対象外)の20%相当額がハローワークより支給されます。ただし、最大10万円までで、4千円以下は支給されません。1年間英会話スクールに通うなどして受講費が数十万円かかる場合等は、かなりメリットがあると思います。

※詳細はハローワークインターネットサービスの「一般教育訓練給付金の支給申請手続について」をご参照ください。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700